

外国人登録令の一部を改正する政令案	連綿先	松本 刑事課長
沖縄人に対する強制送還の制度を適用する件		
北緯三十度以南の南西諸島に在りて籍を有する者の航海制限に関する臨時措置令		
50710 上甲	二〇七〇	

裏面白紙

秘

政令第

号(案)

外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「その定めるところにより、」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、法務總裁の定めるところにより、都道府縣知事に退去強制令書を交付させて行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制を」を「前項の退去強制令書を交付し」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、都道府縣知事が退去強制令書を交付して行う。

第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警務吏員、海上保安官、港府事務官その他法務總裁の定める官吏又は吏員が執行する。

第十九條 沖縄又は北緯三十度以南、北緯二十七度以北の南西諸島(口之島、興論島を含む。)に本籍を有する者(第二條各号に掲げる者を除く。)は、第三條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第一号、第十七條及び第十八條の規定の適用については、当分の間、外国人とみなす。

第二十條 この政令の施行に關し必要事項は、法務總裁が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

秘

政令第 号 (案)

外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「その定めるところにより、」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、在留記録の定めるところにより、都道府縣知事に退去強制令書を交付させて行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制を」を「前項の退去強制令書を交付しに改め、

前項の規定による退去の強制は、都道府縣知事が退去強制令書を交付して行う。

第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官、

府縣警察官その他在留記録の定める官吏又は吏員が執行する。

3.

第十九條 北緯三十度以南の北緯二十七度以北の南西諸島(

口之島を含む。)に本籍を有する者(第二條各号に掲げる者を除く。)

は、第三條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第一号、第十七條及び第十八條の規定の適用については、当分の間、外国人とみなす。

第二十條 この政令の施行に關し必要な事項は、在留記録が定める。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

戸籍法施行規則 61條5号

LS.
My キヤニ

50

30

27

六〇五

沖繩關係事務整理に伴う戸籍・恩給等の特別措置に関する政
令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を改正する政令（案）
第一條第一項中「沖繩」の次に「及び北緯三十度以南北緯二十七
度以北の南西諸島（口之島及び與謝島を含む。）」を加える。

附 則

この政令施行の日は、命令で定める。

政令第三百六号

昭和二十三年九月三十日公布
改正昭和二十四。五。三一法律第一三七号

沖繩縣事務整理に伴う戸籍・恩給等の特別措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに沖繩縣事務整理に伴う戸籍・恩給等の特別措置に関する政令を制定する。

（戸籍及び寄留事務）

第一條 沖繩に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で本籍地の市町村長の管掌すべきものは、この法令の規定にかかわらず、福岡法務局に勤務する法務府事務官で、法務總裁の指定する者が、管掌する。

2 法務總裁は、前項の事務のため、福岡市に福岡法務局の支局を置くことができる。

3 第一項の事務に就しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の処理に関する他の法令の規定は、同項の規定により指定された法務府

5

事務官に、市役所又は町村役場に関する他の法令の規定は前項の支局に、準用する。

4 第一項の事務は、福岡法務局長が、監督する。

5 第一項の事務につき、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は、國の收入とする。

（恩給事務）

二條 都道府縣の負担すべき恩給で沖繩縣に係るものは、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六條の規定にかかわらず、國庫が負担する。

2 都道府縣知事の裁定すべき恩給で沖繩縣に係るものは、恩給法第十二條の規定にかかわらず、総埋府恩給局長が、裁定する。

附 則

1 この政令は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

法務令第六十四号

昭和二三、九、三〇公布
改正昭和二四、六、一法務府令第八号

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）第一條第二項の規定に基き、福岡法務局の支局として、沖縄関係戸籍事務所を置く。

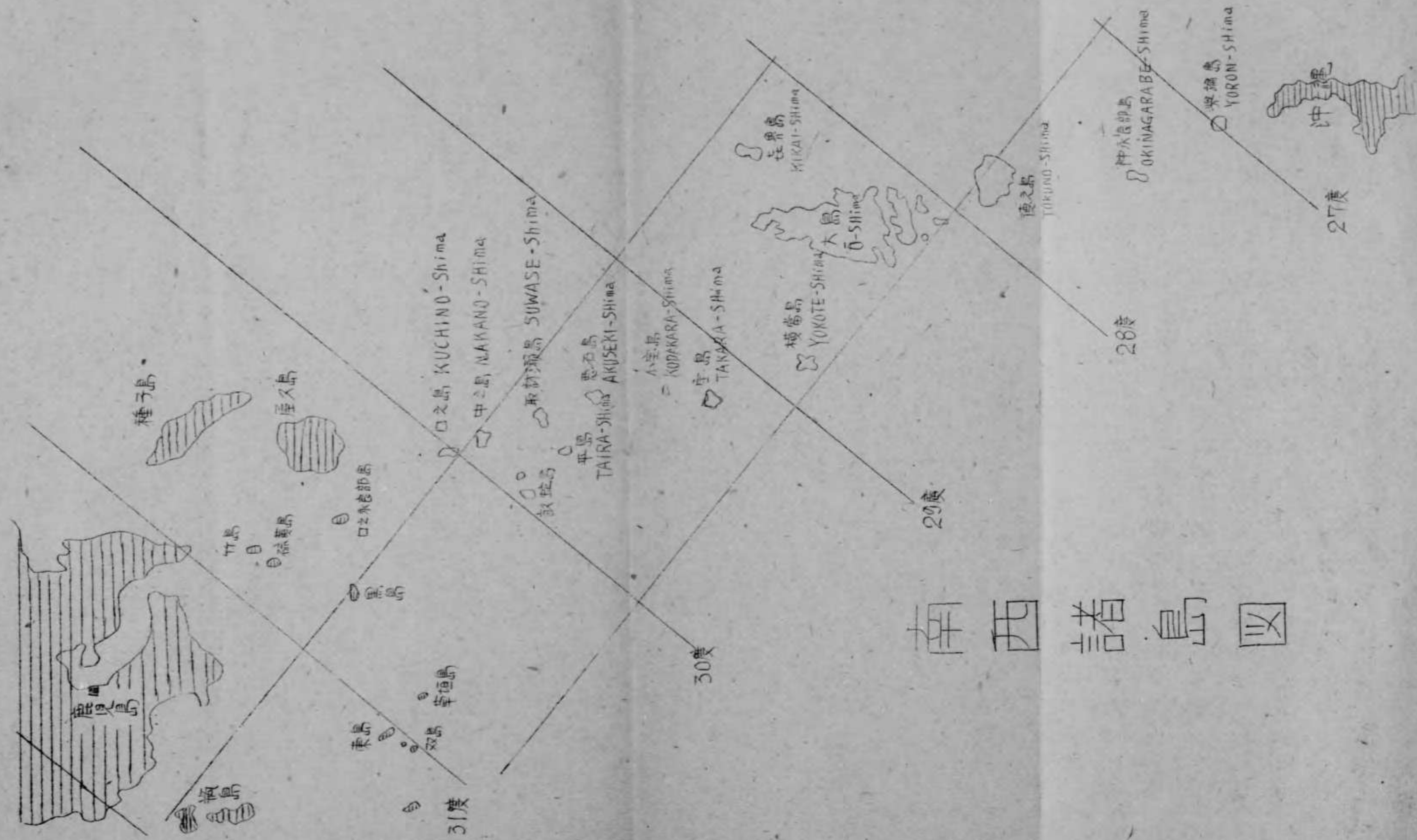
附 則

この命令は、昭和二十三年十月一日から施行する。

法務局及び地方法務局組織規程（抄）（昭和二四、六、一法務府令第三号）第十三條 法務局又は地方法務局の支局においては、左の事務をつかさどる。但し、沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）第一條第二項の規定による支局については、同令の定めるところによる。

- 一 戸籍及び寄留に関する事項
- 二 登記に関する事項
- 三 供託に関する事項

（以下省略）



裏面白紙



秘

新覚書（十一月三日）に関する件

矢口部長

二四一七一九

本日、本官G・I・ア・レンブツシユ及びG・3・アンダーソン両中佐を往訪会談し次のような結論を得た。

一、新覚書はG・2・P・S・Dが主要な役割を演じ作成されたものであり、その外、経済復興問題を取扱っている関係部局もまた夫々重要な関心をもつて参加した。

二、不法入国の防止、不法入国者の逮捕、追放等の問題についてこれまで日本側はハーフ・ハーフ・テッドリイに行つていたようであるが、新覚書は右の問題に關し日本側に対してコンブリート・フリー・ハンドを與えたものでありその意味で正にレウオル・シヨナルなものである故、今後は日本側もウイゴラスリイに本問題を処理してほしい。

三、新覚書は、不法入国問題の取扱に關し、日本の法令の完全なる適用を妨げる意図を含むものでは全然ない即ち Non-interference

である。

一九四七年五月二日勅令第二〇七号（外国人登録令）の定める刑罰を更に強化する必要があらう。

四、従つて、新覚書の英版に當り、日本の現行法令に不十分な点があれば改正したり又必要な新法令をプロマルケートすべきである。

五、琉球人の不法入国に關しては、一九四八年十二月二十三日SC

APIN一九五〇「琉球人の引揚終了」に關する覚書の第五項（不法入国の逮捕、追放）は Mandatory なものであつたが新

覚書は前記趣旨に鑑みすべての決定を日本側に一任したものであるから不法入国した琉球人を逮捕し追放しようと欲する時はそのようにすればいいし又それをなすための法的根拠が無くて困るといふ場合は新しく法令を作ればいいわけである。要する

に日本側が不法入国防止等の責任を遂行するために適當と思わ
れる措置は何でもとることができるのである。

六 朝鮮問題について総司令部の監督の下に朝鮮マツションと直接
交渉を行うという考え方は *Splendid Idea* である。

七 朝鮮人の「ステータス」について、はつきりした総司令部の見
解を公文をもつて尋ねてみるがいい。

秘

十一月三日付 S O A P I N 二〇五五に関する件

十一月二十五日

十一月二十五日田中第一課長、伊藤事務官は、O I A I レンブツ
シユ中佐を往訪会談したる結果次の通り。

一、当方より S O A P I N 二〇五五によつて、一九四八年十二月二
十三日付 S O A P I N 一九五〇の第五項が廃止された結果琉球
からの不法入国者の逮捕追放は不可能になつた。外国人登録令
は琉球人を対象としていないと述べ、これに関する総司令部側
の見解をただした処アは、日本政府の権限は本州、北海道、四
国、九州その他の諸小島に限られ、これ以外の地域からの出入
は S O A P の許可を得なければならぬ。従つて琉球よりの無
許可の入国も不法入国として指令違反を構成すると述べ、日本
政府として適用し得る法令は全然無いかと反問したので当方よ
り勅令第三一一号があるがその罰則は懲役及び罰金に限られて

追放の規定はないと答えたところアは個人的見解として例えば
裁判所において五年の禁錮を判決した場合禁錮一年受刑後の国
外追放と云うように *Concomitant* することは可能ではないかと述
べたので当方としてはこのサゼツションは法務府と協議して研
究すると回答した。

更にアは本件解決の方法として出入国のみを対象とした取締
法規を制定すること又戦前法の法令で不正入国取締関係のもの
の中未だ廃止されていないものを引用することも一方法である
うと示唆した。

二、更に、不法入国者の送還の問題に關し田中より不法入国者の送
捕送還は非常に経費のかかる問題であつて、事件が自治体警察
区域内で行つた場合、現行警察法の建前からすべて自治体かこ
れを負担しなければならず、財政的余裕のない自治体はこのよ
うな経費負担を喜ばず従つて不法入国の取締についても極めて

消極的であると説明しこれについてのアの見解をただした処、
アは不法入国防止という問題は国家的な問題であつて個々の府
縣の問題ではない、従つてこれが解決策も府縣が担当すべきで
はなく当然中央政府の責任であると述べ、前配送還の経費の如
きも、中央の何処か例えば大蔵省あたりにもブールして置い
て、その中から支出するといふやうな方法にしたらどうであら
うかと述べ当方より右は全く日本側関係官庁の意見と一致する
と述べ今後の研究を約した。

三、なおアは不正入国取締問題はすべて日本政府が自己の問題とし
てその独自の構想に基きその解決方法を考案すべきであつて総
司令部はこれに対して助言を與える立場にあるものであることを
繰返し説明した。

極秘

会談録

- 一、日時 昭和二十四年十一月九日 午前十時～十一時
- 二、場所 総司令部法務部
- 三、主題 一九四九年十一月三日附、最高司令官覚書、SCAP IN二〇五五、日本への不法入國の抑圧について、
- 四、出席者 総司令部法務部 キヤニー氏
法務府 民事才大課 平賀課長
刑事課 柳谷俊事
渉外課 小笠原事務官
河本事務官

註、本文中④はキヤニー氏、⑤は法務府側である。

④ 本日は、本月三日附の「日本への不法入國の抑圧」に關する新覚書について、おうかがいに来た。

⑤ 承知した。

⑥ 今度の新覚書により一九四六年十二月十日附及び一九四七年十二月二十三日附——SCAP IN一三九一が廢止されたのであるが、このため外國人登録令は、その根拠指令を失つたとも考えられるが、この点如何。

⑦ SCAP IN一三九一が外國人登録令の根拠であると考えるのは間違である。然らば、一九四六年四月一日附、AG五〇三「日本人以外の國民の入國及び登録に關する件」にその根拠と考へられるか。

⑧ 総司令部では、SCAPが外國人登録令の制定を日本の總理大臣に、口頭を以つて指令したのであると考へている。

⑨ SCAP IN一三九一等の諸覚書があるために登録令が施行を妨げられていると認められたので、その施行に差し障りあると考へられる各覚書を今度廢止したのである。

⑩ 今度の新覚書は登録令の円滑な施行を支援するものであり、且つ右の口頭指令を前提とし、これを再確認したものと考へられたい。

⑪ では、現行の登録令は、勿論なお有効であつて、すなわち、新覚書が三項のいわゆる「日本政府の公布した現行の法律」の中に含まれるが。

⑫ 勿論である。

⑤ 新覚書が三項に「個人、船舶、その乗組員及び貨物が日本に不法に入国することを防止することは、日本政府の責任である」とあることから、これらについては、一切日本政府が、独自の立場でやることであり、占領軍は何ら命令を与えないことになり、従って登録令の内容とするようなことがあれば政府により下国会を通す法律によるべきだとする見解を持つ向きもあり、また事実という解釈も可能のやうであるが、この点は如何であるか。

⑥ わたしは、そう考えない。
この勅令は、SCAPの口頭指令によつて作られ且つSCAPが承認した勅令であり、日本国民もその内容をよく知つてゐる筈である、ただ新覚書は登録令の根拠となるものではない。

⑦ それでは登録令が、新覚書の前提と白つてゐると解してよろしいか。
その通りである。

⑧ わたくしは、宮下氏ら法務府の人々と登録令が内閣に運用されるためには、どうしたらよいのかについて、しばしば会談した。その結果SCAPIN一三九一を始め覚書が余りにも多過ぎることが障碍となつてゐるとの結論を得たので、それら障碍となつてゐる覚書を廃止して、登録令の運用がうまくゆくようにしたのである。

⑨ 次に、新覚書によつて、一九四八年十二月二十三日附、SCAPIN一九五〇「琉球人の送還の終了」の才五項が削除された。これはSCAPがもとより不法に入国した琉球人を強制送還する必要がなくなつたと認められたからであるか。

⑩ 登録令との関係はどうなつてゐるか。
琉球人に対しては、適用がない。

⑪ もし日本政府が、琉球人を日本人であると認めて送還を強制する必要があると考えるならば、問題ないではないか。送還は、中国人や琉球人を対象とするよりも、むしろ主たる対象は密出入国を頻りに繰り返す朝鮮人であつて、そのためにいかなる措置でも講じ得るよう覚書に規定してある。

⑫ 次に字句の解釈であるが、「許可なく日本に居る個人」とは登録令によつて登録しない等の手続違反をも含意に解してよろしいか。

⑬ その通りである。

⑭ 次に、登録令施行前の密入国者に対しては、これを送還する方法がないか、この点いかがであらうか。

⑮ 何故できないか。
施行前の密入国者に対しては不遑及だからである。

⑯ しかし、登録令の規定を適用して、登録令の失効でできるではないか。現に貴官方はそのやうに登録令を改正しようとしてゐるではないか。

⑰ しかし、一旦登録申請を受理してしまつたらどうであらうか。その者の入国居住は通法となるのであらうか。

⑱ その通り、受理すれば通法となる。
最後に才四項の規定は何か特別の意味があるか。
税関やその他覚書実施のため日本側の各機関との連絡を考慮したもので、特別の意味をこつた規定ではない。

秘

琉球人の不法入国者に対する措置
に関する会談録

昭和二十五年六月二十九日総司令部法務部キヤニール氏から神谷刑事課
長に呼出があり、その際の会談の要旨は左記の通りである。

記

キ 不法入国した琉球人に対し如何なる措置を採り得るか。

神 琉球人は外国人登録令にいう外国人ではないから同令によつて
処罰又は退去強制をすることはできないが、不法入国自体はS
CAPのノモ違反であるから勅令第三一一号により処罰し得る。
しかし不法入国した者の退去強制については、昨年十一月三日
のSCAPIN第二〇五五号第二項CによりSCAPIN第一
九五〇号の第五項が削除されたので、その後は退去強制するこ
とができない。

キ 日本政府はどうして不法入国した琉球人を強制退去しないのか。

SCAPIN第二〇五五号第三項により、これを強制退去させ

神

ることができるとはいないか。

昨年十一月SCAPIN第二〇五五号が発せられた際不法入国
琉球人の強制退去について日本政府はどう考えるかと貴官から
意見を求められたので、差し当つては格別そのような措置を講
ずる必要はないとの日本政府の意見を申して貴官の諒解を得て
そのままになつていたのである。

キ

実はその後琉球人が相当数多く不法入国して来て、しかも悪い
ことをする者が多い。その実情に鑑み、総司令部としてはかか
る琉球人に対し日本政府が適切な措置を講ずることを要求する。
殊に不法入国した者を強制退去する途を講じてもらいたいの
である。SCAPIN第二〇五五号があるのであるから、日本政
府としてかかる措置を講ずることとすべきでないとは思ふ。
外国人登録令の一部改正又は新しいそのための政令を制定する
ことによつて立法上の措置を講ずれば可能と思われる。御意向

神

はよく判つたから、増庁の上研究してお答えしたい。

キ 総司令部としては早急に措置を講じてもらいたいのである。明

后日までにはどういう方法でやるかについて先づ返答されたい。

神 承知した。

右の次第により直ちに部内で相談の上外国人登録令の一部改正によりこの措置を採ることか適當と考え七月一日その旨をキヤニー氏に回答した処、それでよいから至急措置を講ずるようにとの話があり、臨時国会開会までにその措置を終るよう努力する旨答えた。

政令第

号

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の
海峽の南に
 入国制限に關する政令（案）

入国制限に關する政令 (案)

臨時措施

第一條 北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む）

に本籍を有する者は、
 当分の間、
 連合国最高司令官の
 命令に従ふこととする。

中注

令施行規則
昭和二十五年內務省令第二十八号

別表に掲げる地域を除く。は入るべきでない。

地城に外
地城に外
なりなり。

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲

侯十
科方④

役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶を犯罪人の所有又は占有に係るものは、沒收する。

犯人以外の者が犯罪の後、前項の船舶を取

得た場合において、その取得の当時善意であつたと認められなきときは、^{も、内}没収する。

第四條 外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。

第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反し、刑を
科せられた者に対し、退去を強制することができる。

前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を発付させ、て行う。

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

秘

第三條

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二、北緯三十度以南の南西諸島（口上島を含む。）に

本籍を有する者は、当分の間、本邦「法務総裁の指定する地域を除く。」に入ろうとするときは、連合国最高司令官の承認を受けなければならない。

第十二條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三條の二の規定に違反して本邦に入つた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第十六條中「その定めるところにより」を削り、同條第一号中第三條の次に「又は第三條の二」を加え、同條に次の一項を加える。

初三

第十九條 北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む）に

本籍を有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ、本邦（法務総裁の指定する地域を除く）に入ることができない。

第二十條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第十四條の規定は、前項の罪に準用する。

第二十一條 前條の罪に係る事件については、第十五條の規定を準用する。

第二十二條 第十六條第一項第一号第十七條及び第十八條の規定は、第十九條の規定に違反して本邦に入つた者に準用する。

秘

政令第 号

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の
入国制限に関する政令 (案)

別表

一 本州
二 北海道
三 四国
四 九州
五 支那に属する島嶼

第一條 北緯三十度以南の南西諸島(口と島を含む)に本籍を有する者は、当分の間、連合国外籍最高司令官の承認を受けなければ、本邦(外国人登録令施行規則(昭和二十二年内務省令第二十八号)別表に定める地域を除く。)に入ることができない。

五 支那に属する島嶼

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。

犯人以外の者が犯罪の後前項の船舶を取

得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められまいときは没収する。

第四條 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について準用する。

第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反し、本邦に入つた者に対し、退去を強制することができ、前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を交付させて行ふ。

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員(前條)その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附 則

一 この政令は、公布の日から施行する。

二 この政令の施行前に、前條の罪に相当する行為をした者、如罰に罰せば、なお従前の例による。但し、同條に定むる刑は、同國內におき、如罰するものとす。

用令 船 通 市

政令第 号(案)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十二年勅令第五四十二号)に基き、この政令を制定する。

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令

(渡航の制限)

第一條 北緯三十度以南の南西諸島(口之島を含む。)に本籍を有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ、本邦中別表に定める地域以外の地域に渡航してはならない。

(罰則)

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(船舶の没収)

第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶が犯人の所有又は占有に係るものは没収する。犯人以外の者が犯罪の後その船舶を取得した場合において、その取得の当時善意であつ

たと認められぬいときも、同様とする。

(刑事訴訟法の特別)

第四條 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。

(退去強制)

第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を強制するところから、前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、却道府縣知事に退去強制令書を発付させて行う。

(退去強制令書の執行)

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行前に第二條の罪に相当する行為をした者の処罰については、なお従前の

例による。但し、第二條に定める刑の範囲内において処断するものとす。

3 外国人登録令の一部を次のように改正する。

第十六條中「その定めるところにより、しも削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、法務總裁の定めるところにより、都道府縣知事に

退去強制令書を交付して行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制を」を「前項の規定により退去強制令書を交付して行う。」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、都道府縣知事が退去強制令書を交付して行う。

第十七條の次に次の一項を加える。

第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官、法務府事務官その他法務總裁の定めらるる官吏又は吏員が執行する。

別表

一 朝鮮

二 台湾

三 関東州

四 樺太

五 南洋諸島

六 北海道庁根室支庁管内占守郡、新知郡、得撫郡、釧路郡、釧路郡、根室郡、国後

郡及び色丹郡並に花咲郡、中水島、勇留島、志免島、多摩島及び秋田

島

七 東京都小笠原支庁管内

八 島根縣隠岐郡五箇村の内竹島

九 鹿児島縣大島支庁管内（十島村の内竹島、里島、硫黄島を除く）

十 沖縄縣

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令をここに公布する。

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

めくれず

政令第

号(案)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令

（渡航の制限）

第一條 北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む。）に本籍を有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ、別表に定める地域以外の地域から同表に定める地域に渡航してはならぬ。

（罰則）

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

（船舶の没収）

第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有に係

るものは没収する。犯人以外の者が犯罪の後その船舶を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められないときも、同様とする。

（刑事訴訟法の特例）

第四條 外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十五條の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。

（退去強制）

第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を強制することかできる。

2 前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を発付させて行う。

（退去強制令書の執行）

第六條 前條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に第二條の罪に相当する行為をした者の処罰については、なお従前の例による。但し、第二條に定める刑の範囲内において処断するものとする。

3 外国人登録令の一部を次のように改正する。

第十六條中「その定めるところにより、」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、法務總裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を発付させて行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制をした場合」を「前項の退去強制令書が発付した場合」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、都道府県知事が退去強制令書

を発付して行う。

第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官、その他法務總裁の定める官吏又は吏員が執行する。

別、表

- 一 本州
- 二 北海道
- 三 四国
- 四 九州
- 五 前四号に掲げるものに附属する島であつて、日本の行政權の及ぶもの

内閣総理大臣
法務總裁

理由

運合司最高司令官の要求に基き、北緯三十度以南の南西諸島（口之島を含む。）に本籍を有する者の渡航を制限する等の必要がある。これがこの政令案を提出する理由である。